

通番 _____

京都中央信用金庫 御中

「教育資金贈与預金」に関する支払時提出の領収書等明細一覧 (兼口座振替依頼書)

私は、本書面に記載の領収書等の明細等について、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」で規定されている「教育資金」として支払ったことに相違ありません。

お客さま氏名		教育資金贈与預金				お届印
		店番	口座番号			
親権者さま氏名 (お客さまが未成年の場合)	日中連絡先(電話番号) <small>お問合せさせていただく場合がございます</small>	入金指定口座(当金庫口座に限ります)				口座名義
		店番	科目	口座番号		
	— —		1. 普通 2. 貯蓄			
支払金の払戻について、上記の教育資金贈与預金口座から支払金を引落とし、指定口座へ入金いたしますので、払戻請求書の提出は不要です。なお、現金等で受け取りを希望される場合は、右記「ご来店希望店舗」欄をご記入願います。(この場合、入金指定口座のご記入は不要ですが、ご来店時に払戻請求書を提出いただきます。)					ご来店 希望店舗	支店

1. 教育資金支払領収書等の提出明細一覧

学校等への支払金額	支払先の氏名	摘要(支払内容)	支払日/期間	領収書等枚数 (支払件数)	金額
					円
					円
					円
					円
	学校等への支払金額合計 (=①)				枚・件
学校等以外への支払金額	支払先の氏名	摘要(支払内容)	支払日/期間	領収書等枚数 (支払件数)	金額
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
	学校等以外への支払金額合計 (=②)				枚・件
総合計 (=①+②)				枚・件	円

※教育資金支払に係る領収書等の提出ができない場合、下記()に○印のうえ金額を記入下さい。この場合、教育資金以外の支払となり、贈与税課税の対象となります。(お客さまが未成年の場合、氏名欄には親権者さま全員がご署名ください。)

() 教育資金以外の支払 金額 _____

2. 今回ご提出いただく「1」の「領収書等」チェック表(該当する回答を○で囲んでください)

チェック項目		回答欄	
(1)	「1」の記載内容にお間違いはないですか。	はい	いいえ
(2)	「領収書等」は、全てご本人の「教育資金」(注1)として「学校等」または「学校等以外の者」(注2)に直接支払ったご資金ですか。 (注1) 租税特別措置法第70条の2の2 関係法令で定める教育資金 (注2) 租税特別措置法第70条の2の2 関係法令で定める学校等または学校等以外の者	はい	いいえ
(3)	(「領収書等」のうち領収書について)		
	① 領収書には、支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要(注)が記載されていますか。 (注) 資金使途(例「〇〇代として」等)の記入が必要。また、学校等以外の場合は、資金使途に加えて、その内訳(例「〇月分(〇回または〇時間)」等)についても記載されている必要があります。 学校等への支払である場合は、住所(所在地)の記載がなくても可。	はい (該当なし)	いいえ
	② 領収書は原本をご提出いただいていますか。	はい (該当なし)	いいえ
(4)	(「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証する書類」(注)について) (注) 「支払の事実を証する書類」は、文部科学省のQ&A(Q5-3)で例示。下記要件の不足がある場合、振込依頼文書等をあわせて添付することにより要件を明確にする必要があります。 なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含めます。		
	① 「支払の事実を証する書類」には、支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要(注)が記載されていますか。 (注) 資金使途(例「〇〇代として」等)の記入が必要。また、学校等以外の場合は、資金使途に加えて、その内訳(例「〇月分(〇回または〇時間)」)についても記載されている必要があります。	はい (該当なし)	いいえ
	② ご提出いただいた「支払の事実を証する書類」のなかに、同一の支払に関する重複提出はありませんか(過去提出分を含む)。	はい (該当なし)	いいえ
(5)	学校等で必要な費用を学校等以外の者に支払った場合、「領収書等」に加え「学校等の書面」(注)をご提出いただいていますか。(ただし、少額教育資金支出支払明細書をご提出の場合は除きます。) (注) 年度や学期の始めに配付されるプリントや「学校便り」「教科書購入表」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には、学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。	はい (該当なし)	いいえ
(6)	「領収書等」のなかに請求書はありませんか。 (注) 「請求書」は「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」における「領収書等」の対象外になりますのでご注意ください。	はい	いいえ
(7)	「領収書等」の日付は、平成25年4月1日以降かつ教育資金贈与預金への最初の預入日以降のものですか。 (注) 教育資金贈与非課税措置を受けるための口座への最初の預入日より前の日付の「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	はい	いいえ
(8)	「領収書等」のご提出は、支払年月日から1年以内ですか。 (注) 支払年月日から1年を過ぎてご提出いただいた「領収書等」は、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象外となりますのでご注意ください。	はい	いいえ
(9)	ご本人が23歳に達した日の翌日以後に支払いした「領収書等」の中に、学校等以外(塾や習い事等)の「領収書等」はありませんか。 (注) 23歳以上である場合、学校等以外(塾や習い事等)への支払いは、原則、教育資金の非課税対象外となります。	はい	いいえ

(注) 「(3)」、「(4)」については、学校等に対する支払の場合で、領収書等または支払の事実を証する書類では、摘要(支払内容)が明らかでない場合には、当該領収書等または支払の事実を証する書類に受贈者自身が摘要(支払内容)を記載し、受贈者自身が署名押印をすることにより、「はい」とご回答いただくことも可能です。

※「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の制度概要と非課税となる教育資金の範囲については、文部科学省のホームページに「Q&A」とあわせて掲載されていますのでご参照ください。

【文部科学省ホームページ：「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」】

http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

※「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象となる教育資金の該当の有無についてご不明な点がある場合は税務署または税理士にご確認ください。

【金庫使用欄】

事務サポート部				受付店 ()				
本部	支払検印	精査検印	印鑑照合	確認印	営業店	検印	印鑑照合	確認印